

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月13日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)5156-1111
【事務連絡者氏名】	グループ事業推進部長 守屋 学
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町二丁目11番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモを指し、「対象者」とは、らでいっしゅぼーや株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

らでいっしゅぼーや株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

対象者の平成17年7月25日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

対象者の平成17年7月25日開催の臨時株主総会及び平成17年11月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

対象者の平成19年2月16日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

対象者の平成19年2月16日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

対象者の平成19年2月16日開催の臨時株主総会及び対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第2回新株予約権乃至第6回新株予約権を「本新株予約権」と総称します。）

### (3)【公開買付期間】

平成24年1月31日（火曜日）から平成24年3月12日（月曜日）まで（30営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（3,706,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数（5,294,668株）が、買付予定数の下限（3,706,600株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年3月13日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

## (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,973,668 (株)	4,973,668 (株)
新株予約権証券	321,000	321,000
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	5,294,668	5,294,668
(潜在株券等の数の合計)		(321,000)

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	52,946
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,210
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年8月31日現在)(個)(g)	67,606
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	75.74

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年8月31日現在)(個)(g)」は、対象者の平成24年1月13日提出の第24期第3四半期報告書に記載された平成23年8月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)及び全ての新株予約権を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(6,939,317株)に、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権(合計3,285個)の目的となる対象者普通株式の数(合計328,500株)を加えた株式数(7,267,817株)から、同四半期報告書に記載された平成23年11月30日現在の対象者が保有する自己株式(277,300株)を控除した株式数(6,990,517株)に係る議決権の数(69,905個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。